

阪南大学外国人留学生奨学金制度について

阪南大学では、外国人留学生の修学を援助するため奨学金制度を設けています。

1. 奨学金の金額

(1) 学部学生(編入生:入学年度は対象外)

留学生奨学金 年額 360,000円	前期 6月頃	180,000円支給
	後期 11月頃	180,000円支給

※ 留学生奨学金の支給人数は、各学年10名以内とし、前年度成績により選考します。(新入生は入学後に行うプレースメントテストの成績により)

(2) 大学院学生

下記の金額を支給します。

阪南大学大学院奨学金 年額 200,000円	前期 6月頃	100,000円支給
	後期 11月頃	100,000円支給

2. 奨学金の支給方法

奨学金は、前後期の2回に分けて銀行振込により支給します。

奨学金を受給後は、必ず所定の領収書を学生支援課に提出しなければなりません。

また、奨学生は年度末に学習成果報告書の提出が義務づけられます。

※ 授業料を滞納、延納している間は奨学金の支給は保留されます。

3. 阪南大学の奨学金が支給されない場合

(1) 阪南大学以外の団体から奨学金を受給することが決まっている場合

(他の奨学金との併給は認められておりません)

(2) 学業不振者および留年した者は奨学金の申請はできません。ただし、病気その他やむをえない特別な事由がある場合に限り相談に応じ、審査の結果許可される場合があります。

※ 学業不振の基準は減免制度と同じです。

(3) 在留資格「留学」を有しない者

(4) 前年度成績GPA1.8未満と修得単位数(授業料減免適用修得単位数+10単位)を下回った場合

(5) その他奨学金を受給するのに適当でないと判断される者

※ 巻末の「阪南大学外国人留学生奨学金規程」を参照してください。